

答申59号（諮問第61号）

小学校教頭の入職年月日と
現在までの職歴及び奉職学校歴が分かる公
文書の非開示決定に対する審査請求
に係る答申書

群馬県公文書開示審査会

実施機関は、本件対象公文書を当該教頭に係る「人事記録」として特定し、「人事記録」は学校備付表簿として規定された「履歴書」に相当するものであると飛躍し、開示しない理由を「個人に関する情報に該当するとともに、人事管理に関する事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれに該当する」等と主張するが、「公知されてはならない情報」等は求めてはいないし、公益上隠匿・隠避されてはならない情報を求めているだけである。

(2) 実施機関の主張

ア 本件人事記録に記載されている情報は個人情報そのものであり、氏名、生年月日、住所、その他の記載事項により、特定の個人を識別できるものである。

イ 「学校教育法施行規則」第15条第1項第3号の規定に基づいて作成された学校備付表簿であり、人事管理に関する事務を進めるために内部で活用することを目的にしているものである。したがって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

ウ 人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要な情報とは認められない。

エ 人事管理に関する事務が公正かつ円滑に行われることを目的に作成しているものであり、職員の氏名、生年月日、性別、本籍、住所、学歴、免許、資格、勤務の記録、給料、休職、懲戒処分等、職員の人事管理に係る情報が記載されている。

2 争点2 (条例第14条第6号ニ該当性)

(1) 請求人の主張

争点1の主張と同じ。

(2) 実施機関の主張

本件人事記録は、職員の人事管理に係る情報が記載されているものであり、公知されてはならない情報が蓄積された文書である。内部で保有するに当たっても、慎重かつ細心の注意を払って取り扱っている。

これを開示すると、人事管理に予断や誤解を生じるおそれがあり、公正かつ円滑に人事管理に係る事務を遂行する上で支障を生じるものである。

第5 審査会の判断

1 争点1 (条例第14条第2号該当性)

本件人事記録に記録され、実施機関が非開示とした情報が、条例第14条第2号にいう「個人に関する情報」であることは明らかである。

一方、教員等の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員の私事に関する情報が含まれている場合を除き、同号八によって、非開示の例外とされる。

そこで、請求人が求めている公務員の入職年月日と現在までの職歴及び奉職学校歴の情報が同号八にいう例外に該当するか判断すると、そこでいう職務とは、現在の職務に限らず、過去に遂行した職務も含まれると解され(最高裁判所平成15年11月21日判決(最高裁判所判例集第57巻10号1600頁参照))。また、上記情報は公務員の私事に関する情報には当たらず、結局公務員の職務遂行に係る情報である。

なお、実施機関が年度当初に「採用者」、「退職者」及び「転任者」等の情報を報道機関に提供し、それらが新聞紙面上に掲載されているという事実からいっても、実

施機関もこれらの情報を私事に関する情報としては取扱っていないことが窺われる。

2 争点2（条例第14条第6号ニ該当性）

条例上開示請求の対象となる公文書の例外は、条例第2条第4項ただし書以外に定められてはいないので、本件人事記録は、条例の対象となる公文書であり、また条例において特定の公文書の特例的な扱いは定められていないので、通常の公文書と同様条例に規定されている非開示情報に該当するかどうか判断すれば足りる。

争点1で示したとおり、実施機関により「採用者」、「退職者」及び「転任者」等の情報の提供・公表がなされている事実等から判断すると、請求人が求めている情報を公にすることにより、条例第14条第6号ニが定める公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じるとはいえない。

よって請求人が求めている情報は非開示情報には当たらないことは明らかであり、これを開示するのが相当である。

なお、本件人事記録には、公務員の私事に関する情報や条例第14条第6号ニに該当する情報も含まれるが、開示情報をこれらと容易に区分することができる認められ、「1審査会の結論」記載のとおり判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成16年11月19日	諮問
平成16年12月9日	実施機関からの理由説明書を受領
平成17年1月7日	審査請求人からの意見書を受領
平成17年2月14日 (第108回審査会)	審議(本件事案の概要説明)
平成17年3月14日 (第109回審査会)	審議(実施機関の口頭意見陳述)
平成17年4月15日 (第110回審査会)	審議
平成17年5月23日 (第111回審査会)	審議
平成17年7月6日	答申